

クロメート皮膜の同等性試験法規格

(公財) 日本住宅・木材技術センター

1 適用範囲

本試験法規格は、(公財) 日本住宅・木材技術センター（以下、「当センター」という。）規格の接合金物認定の技術基準で定める使用環境2「JIS H 8610（電気亜鉛めっき）Ep-Fe/Zn8/CM2 C」のCM2 Cと同等以上の処理を評価することを目的とする。

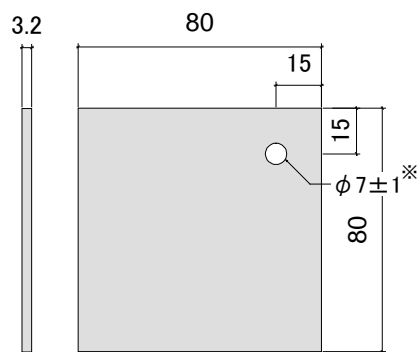
2 試験体

2.1 供試材料の仕様

試験体に使用する金属板は、以下の各項目に適合するものとする。

1) 金属板の形状

金属板の形状は、図1による。



※:表面処理を行うための吊り下げ用の孔

寸法許容差		
長さ	幅	板厚
±2	±2	±0.35

※寸法は、表面処理前のものとする

図1 金属板の形状 (単位: mm)

2) 金属板の表面処理と材料

金属板の表面処理と材料は、表1による。

表1 供試体の表面処理と材料

種類	表面処理と材料		
金属板	表面処理	皮膜	JIS H 8625（電気亜鉛めっき及び電気カドミウムめっき上のクロメート皮膜）CM2 C以外の皮膜
		電気亜鉛めっき	JIS H 8610（電気亜鉛めっき）Ep-Fe/Zn8
	板の材料	SPHC：JIS G 3131（熱間圧軟延鋼板及び鋼帯）又は SPCC：JIS G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）	

3) 金属板の検査

金属板は、試験前に表2の検査方法及び判定基準で確認し記録する。

表2 検査方法及び判定基準

検査項目	検査方法	判定基準
寸法	寸法測定は、マイクロメーター（精度 0.01 mm以上）及びノギス（精度 0.1 mm以上）で測定する。	図1の寸法を満足すること。

3 品質

3. 1 皮膜の質量

申請金属板の皮膜の質量は、JIS H 8625 等に定める試験を行う。

3. 2 皮膜の耐食性

皮膜の耐食性は、4 に定める試験を行う。

3. 3 皮膜の定性・定量

皮膜の定性・定量は、JIS H 8625 等に定める試験を行う。

4 試験

皮膜の質量試験、定性・定量試験及び耐食性試験は、次による。

4. 1 皮膜の質量試験

1) 皮膜の質量試験

皮膜の質量試験は、第三者機関において JIS H 8625 附属書 1 等によって試験を行う。

2) 試験の試料数

試験の試料数は、金属板 3 枚とする。

4. 2 皮膜の定性・定量試験

1) 皮膜の定性・定量試験

皮膜の定性・定量試験は、第三者機関において JIS H 8625 附属書 2 等によって試験を行う。

2) 試験の試料数

試験の試料数は、金属板 3 枚とする。

4. 3 皮膜の耐食性試験

金属板の耐食性試験は、当センターにおいて JIS H 8502 に規定する中性塩水噴霧試験法によって行う。

1) 試験の試料数

試験の試料数は、金属板 3 枚とする。

2) 試料の配置と観察

金属板は、糸（ビニルひも又は不活性な絶縁体）を用いてガラス棒又は合成樹脂の棒に吊し、試験槽内にぶら下げる。試料間の距離は、試験期間中互いに接触しないように十分な間隔を空ける。

塩水噴霧試験の観察時間は、表 3 に示す時間とするが可能な限り外観を毎日観察する。

表 3 観察時間と観察内容等

観察時間	観察内容	試験継続の判断
72 時間後	表面の生成物など外観を観察して記録する。	金属板が 72 時間未満に白色腐食生成物が発生した場合は、塩水噴霧試験を終了してよい。

参考

JIS H 8502（めっきの耐食性試験方法）-1999

JIS H 8610（電気亜鉛めっき）-1999

JIS H 8625（電気亜鉛めっき及び電気カドミウムめっき上のクロメート皮膜）-1993

JIS Z 2371（塩水噴霧試験方法）-2015

以上